

令和2年度意見第3号

令和2年6月22日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年5月28日付で、株式会社ミライジンラボ代表取締役社長 小林 宏樹及び不二熱学工業株式会社代表取締役社長 近藤 康之より提出された新技術等実証に関する計画に対する厚生労働大臣の見解（令和2年6月17日 厚生労働省発職0617第4号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）